

平成 30 年度から 3 年間の介護保険料

段階	対象者	保険料（年額）
第 1 段階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円以下の方	24,600 円
第 2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円を超え 120 万円以下の方	38,200 円
第 3 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が 120 万円を超える方	41,000 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円以下の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	49,200 円
第 5 段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が 80 万円を超える方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	54,700 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	65,600 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	71,100 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	82,000 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上の方	92,900 円

※ 合計所得金額とは…

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得を控除する前の金額です。平成 30 年 4 月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除（保険料段階が第 1～5 段階のみ）」した金額を用いて保険料を計算します。（保険料は前年の所得をもとに計算されますので、正しい所得を申告しましょう。）

※ 保険料の納め方については、「介護保険料の納付の仕方について」のページにある「保険料の納め方」をご覧ください。

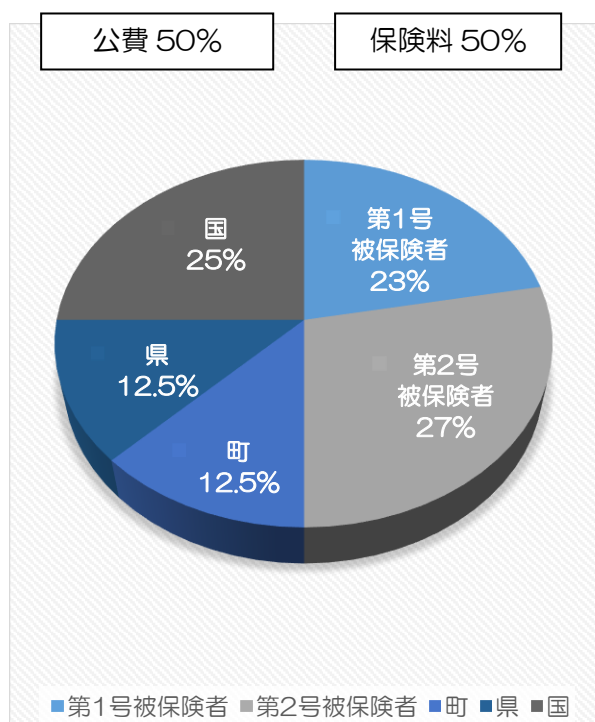
※ 介護保険サービスに充てられる財源の内訳については、次ページをご覧ください。

介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

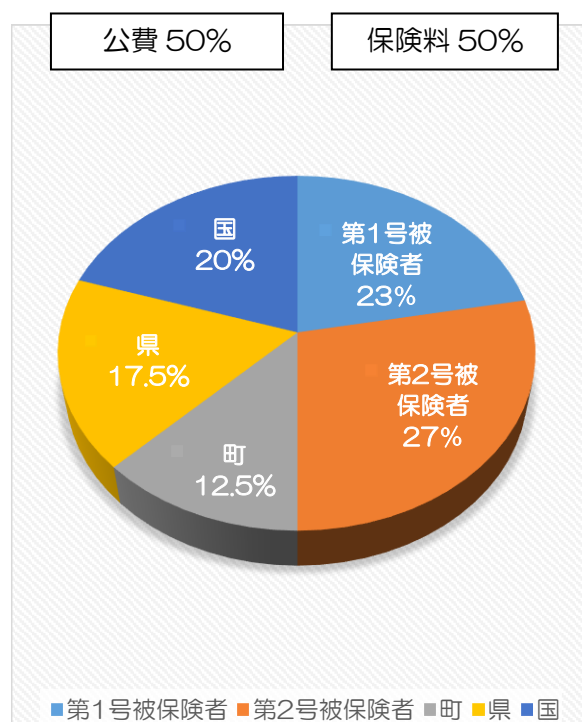
保険料の負担割合は、計画期間ごとに全国ベースの人口比率で定められ、平成30年度から32年度（第7期計画期間）においては、第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は23％、第2号被保険者（40歳から64歳）の負担割合は27％となります。

介護保険料算定の基準となる介護保険給付費（介護保険事業総費用から利用者の1割（一定以上所得者は2割または3割）負担分等を除いたもの）の負担割合を図示すると、概ね次のようになります。

○居宅給付費



○施設等給付費



このように、介護保険制度は、介護が必要になった方を社会全体で支える「社会保障」の仕組みで成り立っています。